

【適切な後見等事務を行っていただくための仕組み】

Q 1 1 不動産の売却や遺産分割により本人の流動資産額が多額になりました。後見等事務をサポートする方法はありますか。

1 本人の財産の額や種類が多い場合

不動産の売却や遺産分割などにより本人の流動資産額が多額になった場合には、専門職が後見人に選任されたり、監督人が選任されることがあります。(監督人の選任については31頁, Q18)

2 後見制度支援信託, 後見制度支援預貯金

成年後見の場合には、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用を検討していただく場合があります。

(1) 後見制度支援信託

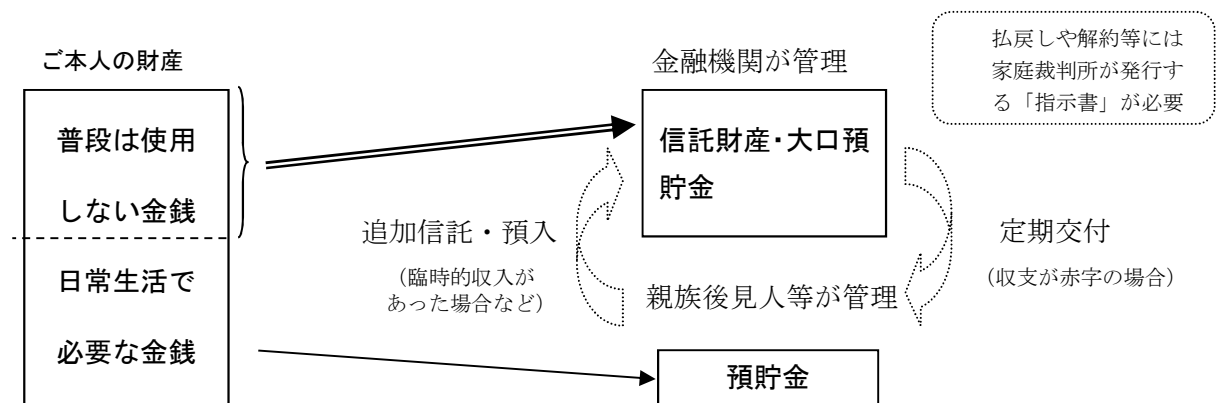
後見制度支援信託とは、後見事件について、本人の財産の内、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託した上、信託財産の払戻しや信託契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

(2) 後見制度支援預貯金

後見制度支援預貯金とは、後見事件について、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信用金庫、信用組合やJAバンク(農林中央金庫)等で開設できる後見制度支援預貯金口座に預け入れるもので、同口座に係る取引(出金や口座解約など)をする場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

後見制度支援信託及び支援預貯金(まとめて後見制度支援信託等といいます。)の取扱金融機関は、千葉家庭裁判所ウェブサイトに一覧が掲載されているほか、金融機関のウェブサイトなどでご確認いただけます。

<後見制度支援信託等のしくみ(イメージ)>



【適切な後見等事務を行っていただくための仕組み】

Q 1 2 後見制度支援信託等を利用した後、次のような状況になった場合、どうすればよいですか。

- 1 多額の出費が見込まれ、後見人が管理している金銭だけでは足りなくなった場合
- 2 本人の施設入所など、定期の収支状況に変動があり、定期交付金の額を変更したい場合
- 3 本人に臨時収入があり、後見人の手元で管理する金銭が多額になった場合

※ 以下は信託制度について記載しています。支援預貯金の書式等については、千葉家庭裁判所のウェブサイトでご確認いただくか、裁判所にお問い合わせください。

1 足りなくなった場合

必要な金額とその理由を記載した「報告書（信託・一時金交付）」（68頁，書式8）を、裏付け資料とともに裁判所に提出してください。裁判所が報告書の内容を確認し、一時金交付が相当と認めれば指示書を発行しますので、指示書の謄本を金融機関に提出し、一時金の交付を請求してください。

2 定期交付金額を変更したい場合

変更前及び変更後の金額とその理由を記載した「報告書（信託・定期交付金額の変更）」（69頁，書式9）を、裏付け資料とともに裁判所に提出してください。裁判所が報告書の内容を確認し、定期交付金額の変更が相当と認めれば指示書を発行しますので、指示書の謄本を信託銀行等に提出し、定期交付金額の変更を申し出てください。

3 多額になった場合

追加信託財産額を記載した「報告書（追加信託）」（70頁，書式10）を、裏付け資料とともに裁判所に提出してください。裁判所が報告書の内容を確認し、追加信託が相当と認めれば指示書を発行しますので、指示書の謄本を信託銀行等に提出し、追加信託を申し出てください。

なお、後見人が管理する預貯金の額が高額になったにもかかわらず、後見人から自主的に追加信託に関する報告がない場合には、裁判所から追加信託を求めます。